

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 594 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字三本松 1093 の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 595 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字柿迫字保口 8788（次の図に示す部分に限る。）、8864
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字保口 8788・8864（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 596 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成15年5月20日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の規約の一部変更を平成15年5月26日付けで許可した。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 597 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 嘉島公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成14年熊本県告示第481号の事業地に、嘉島町大字上島字三田々、字北居屋敷及び字同尻を加え、大字上島字神部、字三十六、字幸八、字北鶴、字芝原及び字蔵